

政令第 号

航空法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律（令和元年法律第三十八号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

航空法関係手数料令（平成九年政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第七号中「第十七条の二第一項」を「第十八条第一項」に改め、同表第八号中「第十七条の二三項」を「第十八条第三項」に改め、同表中第九号を削り、第十号を第九号とし、同表備考第二号イ中「第十七条の二第一項」を「第十八条第一項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和四年六月十八日）から施行する。

（航空法関係手数料令の一部を改正する政令の一部改正）

2 航空法関係手数料令の一部を改正する政令（令和三年政令第三百十七号）の一部を次のように改正する。

航空法関係手数料令別表第一第九号の改正規定を削り、同表第十号の改正規定中「同表第十号」を「同表第九号」に改める。

理由

航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要があるからである。